

令和元年度
包括外部監査結果報告書
(概要版)

県立学校に関する財務事務の執行及び運営管理について

令和2年3月

高知県包括外部監査人

斎藤 章

第1．包括外部監査の概要

1．監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2．選定した特定の事件及び監査対象期間

(1) 選定した特定の事件

県立学校に関する財務事務の執行及び運営管理について

(2) 包括外部監査対象期間

平成30年度（自平成30年4月1日 至平成31年3月31日）。

ただし、必要に応じて過年度及び令和元年度の一部についても監査対象とした。

3．事件を選定した理由

教育に関しては、学校施設を維持したうえで多くの教職員を雇用する必要があり、一般的に多額の予算を必要とする。平成30年度の高知県教育委員会（以下、「県教育委員会」という。）の一般会計予算も932億円に上っており、予算執行に関する有効性、経済性・効率性が求められる。また、「教育の充実と子育て支援」は、県勢浮揚の重要政策の一つとされており、県教育委員会の所管する県立学校が果たす役割が重視されている。

一方で、社会保障人口問題研究所の報告によると、人口減少、特に若者の人口が減少することが見込まれていることから、県立学校の統廃合を計画的に実施していく必要がある。

また、近年、働き方改革の名のもと残業時間の短縮が求められる状況にあるが、学校の教職員は県教育委員会に提出する書類の作成や部活動の対応等のために割かれる時間が多く、残業時間の削減が進んでいないといわれている。残業時間の削減が進まない状況が継続すると、教職員の精神的・肉体的疲労につながり、生徒に向き合う時間が確保できなくなる結果、教育の質の低下につながることになる。「教育の充実と子育て支

援」を実効性のあるものとするためにも、教育現場における働き方改革の推進は必須である。

さらには、他団体での不正事例を受けて、学校徴収金の徴収・管理の適正化が求められており（文部科学省平成30年2月9日通知）、学校徴収金の事務についても重要な監査要点となっている。

以上の点を勘案すると、県教育委員会所管の県立学校の財務事務の執行及び運営管理について、合規性、有効性、経済性・効率性の観点から、適切に執行されているかを検討することは有意義であると判断し、特定の事件（監査テーマ）として選定した。

4. 包括外部監査の方法

(1) 監査の要点

- ① 法令等に対する合規性
- ② 事業目的達成のための有効性
- ③ 事務・事業の実施に関する経済性・効率性

上記の監査要点の他に、人手不足の社会環境及び働き方改革等、現代社会に要求されている視点より、将来の県立学校の健全な財務事務の継続の観点から検討を行った。

(2) 主な監査手続

- ① 関係者からの状況聴取（ヒアリング）
- ② 関係書類の閲覧、照合、分析
- ③ 現場視察及び現物実査

(3) 監査の対象

- ① 県教育委員会
- ② 県立学校

様々な課程・学科・単位制が設置されていることから、監査対象としてできる限り多くのバリエーションの県立学校を選定するという方針のもと、生徒数等をはじめとした規模の重要性も勘案し、以下の高等学校5校、中学校1校、特別支援学校1校を選定し、実地監査を行った。

No	学校名	補足
(1)	高知農業高等学校	
(2)	岡豊高等学校	
(3)	高知南高等学校・中学校	併設型中高一貫教育校
(4)	高知海洋高等学校	
(5)	須崎総合高等学校	全日制、定時制を含む
(6)	日高特別支援学校	

(4) 監査の結果の表記方法

① 監査結果の見解について

本監査報告書では、監査の結果、「結果」、「意見」の区分で見解を述べている。「結果」は、違法又は不当であることから是正・改善を求めるものであり、「意見」は、違法又は不当ではないが是正・改善の提案を行うものである。なお「結果」又は「意見」とした事項については、できるだけ具体的な是正・改善の内容又は方向性を示すよう心掛けた。

② 監査結果について

監査結果は、「計画」、「働き方改革」、「業務の効率化」、「県立学校事務」の各項目別に記載している。そして、「県立学校事務」については、「全般」と各学校に関する個別事項に区分している。

「県立学校事務」に関する「全般」は、監査対象校もしくは県立学校全体で共通的に見られた結果又は意見の対象となる事項であり、結果又は意見を付した監査対象校に留まらず、県立学校全体においても同様の問題が生じている可能性が高いものについて、県教育委員会のイニシアティブのもと県立学校全体で改善等を図る必要性がある事項である。なお、個別事項として各学校別に記載したうえで、それらを総括する形で全般として意見を記載している箇所もある。

また、県立学校全般において同様の問題が生じている可能性の高いものであって、「計画」、「働き方改革」、「業務の効率化」に関連する内容については、各項目において記載している。

5. 本報告書における表記について

本報告書の各表に表示されている合計数値は、端数処理の関係上、その内訳の単純合計と一致しない場合がある。

また、以下の表記に統一している。

- ・ 本報告書（令和元年度 包括外部監査結果報告書（概要版））は、『令和元年度 包括外部監査結果報告書』の内容をコンパクトにまとめたものである。『令和元年度 包括外部監査結果報告書』のことを「本文」と表記している。
- ・ 平成31年4月に養護学校は特別支援学校に名称変更されているが、本報告書においては表記を統一するために、平成31年3月以前の学校名についても、県教育委員会事務局の組織図を除き「特別支援学校」と表記している。
- ・ 平成31年4月から令和2年3月までの年度については、「令和元年度」として表記している。
- ・ 表中において、平成を「H」、令和を「R」として表記している箇所がある。

6. 包括外部監査人補助者

公認会計士 榎 本 浩
公認会計士 竹 下 安 司
公認会計士 福 井 智 士
その他 上 村 やよい

7. 包括外部監査の実施期間

自令和元年7月8日 至令和2年3月25日

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2. 県立学校に関する財務事務の概要

1. 県教育委員会の概要

(1) 教育委員会制度

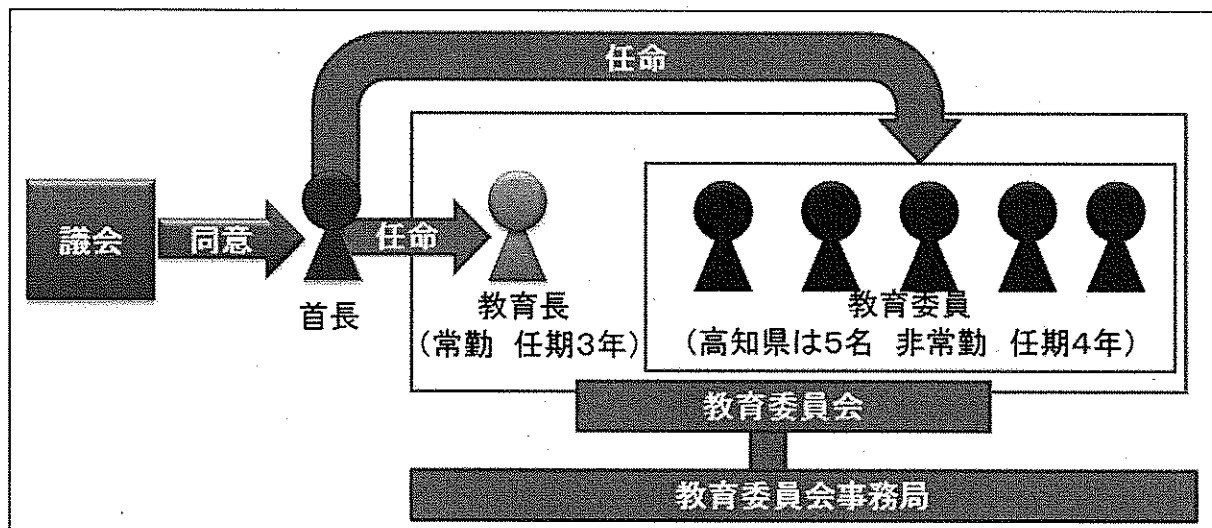
教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、都道府県及び市町村等に置かれる行政委員会の1つで、地方公共団体の長から独立した合議制の執行機関である。

教育委員会は、地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命した教育長と教育委員で構成される。

教育長と教育委員の合議により、大所高所から基本的方針を決定し、具体的な事務処理は、その方針・決定を受け、教育行政の専門家としての教育長が、事務局を指揮監督し、執行する仕組みとなっている。また、教育長を補佐する組織として県教育委員会事務局が置かれている。

これらの内容を図示すると、以下のとおりである。

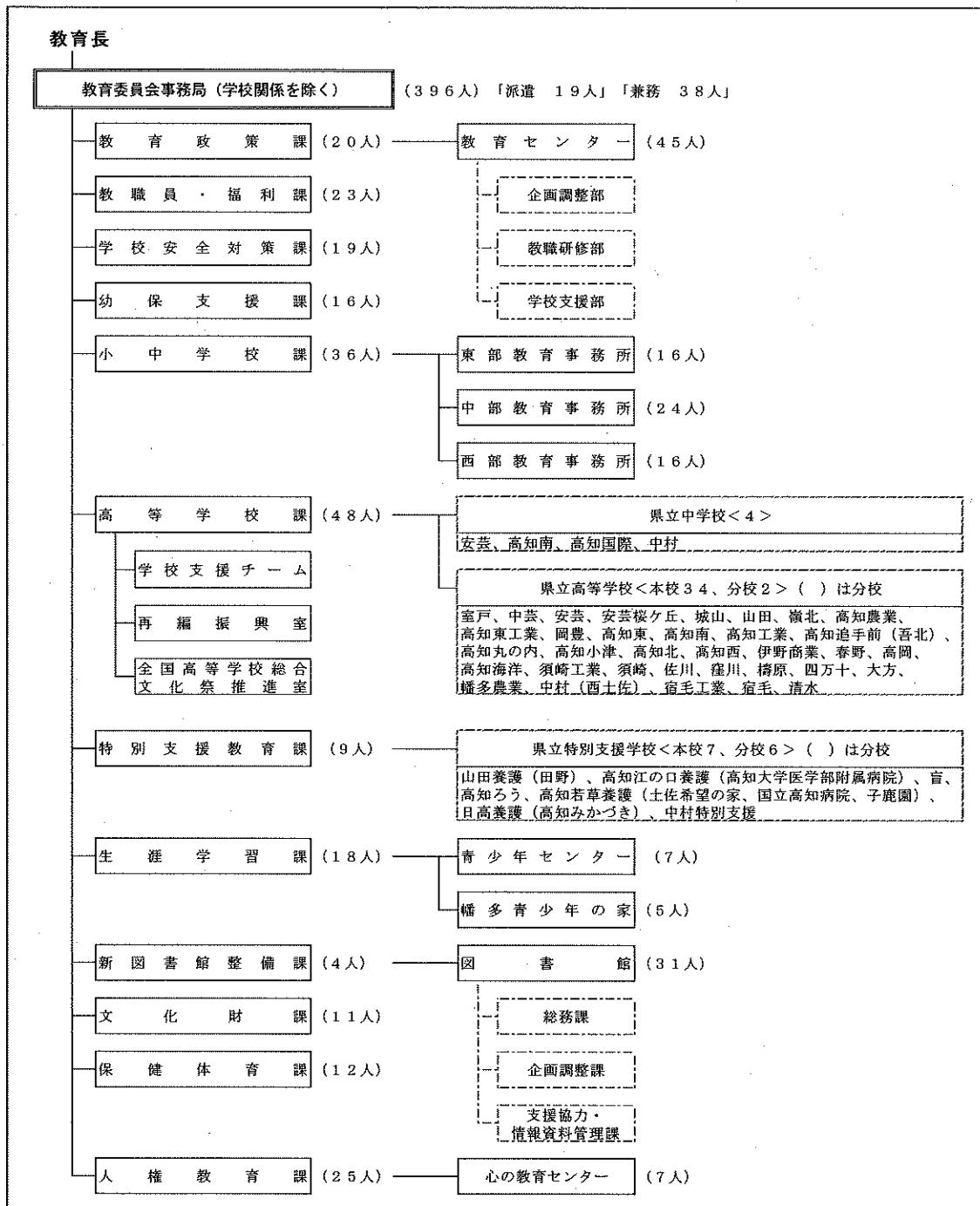
【教育委員会制度】



(出典：高知県ホームページ)

(2) 県教育委員会組織図

県教育委員会事務局の組織は以下のとおりである（平成30年4月1日現在）。



(出典：県教育委員会事務局作成資料を監査人が加工)

(3) 平成 30 年度予算

(単位：百万円)

	平成29年度			平成30年度			増減		
	人件費	その他	計	人件費	その他	計	人件費	その他	計
一般会計	教育政策課	1,749	731	2,480	1,727	736	2,463	(22)	5 (17)
	教職員・福利課	9,652	486	10,138	8,702	228	8,930	(950)	(258) (1,208) ①
	学校安全対策課	-	1,573	1,573	-	2,474	2,474	-	901 901 ②
	幼保支援課	-	3,685	3,685	-	4,302	4,302	-	617 617
	小中学校課	40,411	553	40,964	40,120	544	40,664	(291)	(9) (300)
	高等学校課	14,700	7,244	21,945	14,791	9,033	23,824	91	1,788 1,879 ③
	特別支援教育課	5,797	752	6,549	5,952	953	6,905	155	201 366
	生涯学習課	100	2,100	2,200	101	1,616	1,717	1	(484) (482)
	新図書館整備課	156	5,174	5,330	159	808	967	3	(4,366) (4,363) ④
	文化財課	-	374	374	-	279	279	-	(95) (95)
特別会計	保健体育課	-	200	200	-	204	204	-	4 4
	人権教育課	-	585	585	-	570	570	-	(16) (16)
	小計	72,566	23,458	96,024	71,552	21,746	93,299	(1,014)	(1,711) (2,725)
	高等学校等奨学金 (高等学校課)	-	347	347	-	319	319	-	(28) (28)
	土地取得事業 (文化財課)	-	72	72	-	-	-	-	(72) (72)
	小計	-	419	419	-	319	319	-	(100) (100)
合計		72,566	23,877	96,443	71,552	22,065	93,618	(1,014)	(1,811) (2,825)

(出典：高知県教育委員会のしおり 平成30年度)

① 教職員・福利課

平成 29 年度において、制度改正に伴う退職者が多かったこと及び四万十市にて教職員住宅の新築を行ったことから、平成 30 年度に減少している。

② 学校安全対策課

平成 30 年度において、体育館非構造部材等耐震化事業費が 533 百万円、コンクリートブロック塀等改修事業費が 336 百万円増加している。

③ 高等学校課

平成 30 年度において、須崎総合高等学校の校舎増築及び高知国際中学校の校舎改築等を行ったことから、その他の予算が増加している。

④ 新図書館整備課

高知市と共同運営している新図書館オーテピアについて、平成 30 年 7 月の開館にあわせて建設されたことから、平成 30 年度においてその他の予算が大きく減少している。

2. 教育施策に関する計画

監査の対象として検討した教育施策に関する計画は以下のとおりである。これらのうち、監査の結果及び意見が認識された計画は、第2期高知県教育振興基本計画（第2次改訂版）、県立高等学校再編振興計画及び高知県立学校施設長寿命化計画である。

(1) 教育等の振興に関する施策の大綱（第2次改訂版）及び 第2期高知県教育振興基本計画（第2次改訂版）

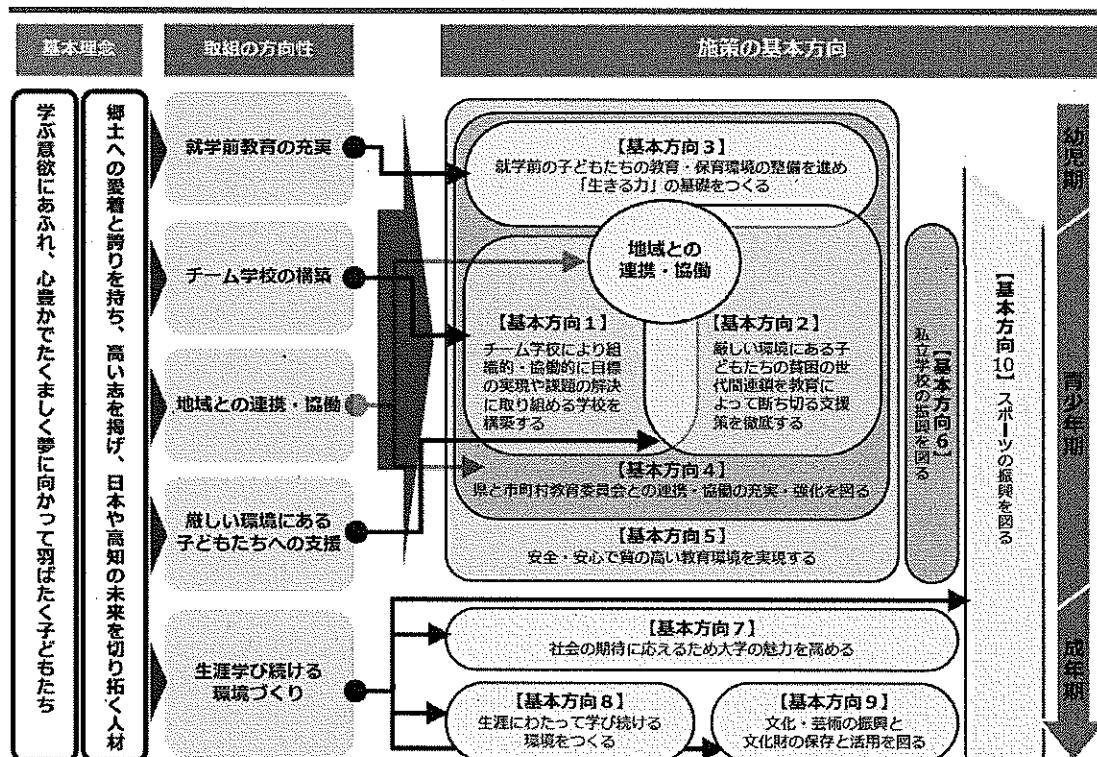
1) 教育等の振興に関する施策の大綱（第2次改訂版）

県は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3第1項に基づき、県の教育、学術及び文化の振興に関する基本理念や基本目標を明らかにした総合的な施策として、平成28年3月に「教育等の振興に関する施策の大綱」を策定している。本監査においては、教育等の振興に関する施策の大綱（第2次改訂版）（以下、「大綱」という。）を対象としている。

大綱においては、基本理念と基本目標を定めたうえで、これらを実現していくために5つの取組の方向性と10の施策の基本方向を定めている。基本理念とその実現に向けた取組の方向性・施策の基本方向の体系図は以下のとおりである。

大綱の期間は、平成28年度から令和元年度までの4年間とされている。

基本理念（目指すべき人間像）の実現に向けた取組の方向性・施策の基本方向【体系図】



（出典：教育等の振興に関する施策の大綱（第2次改訂版））

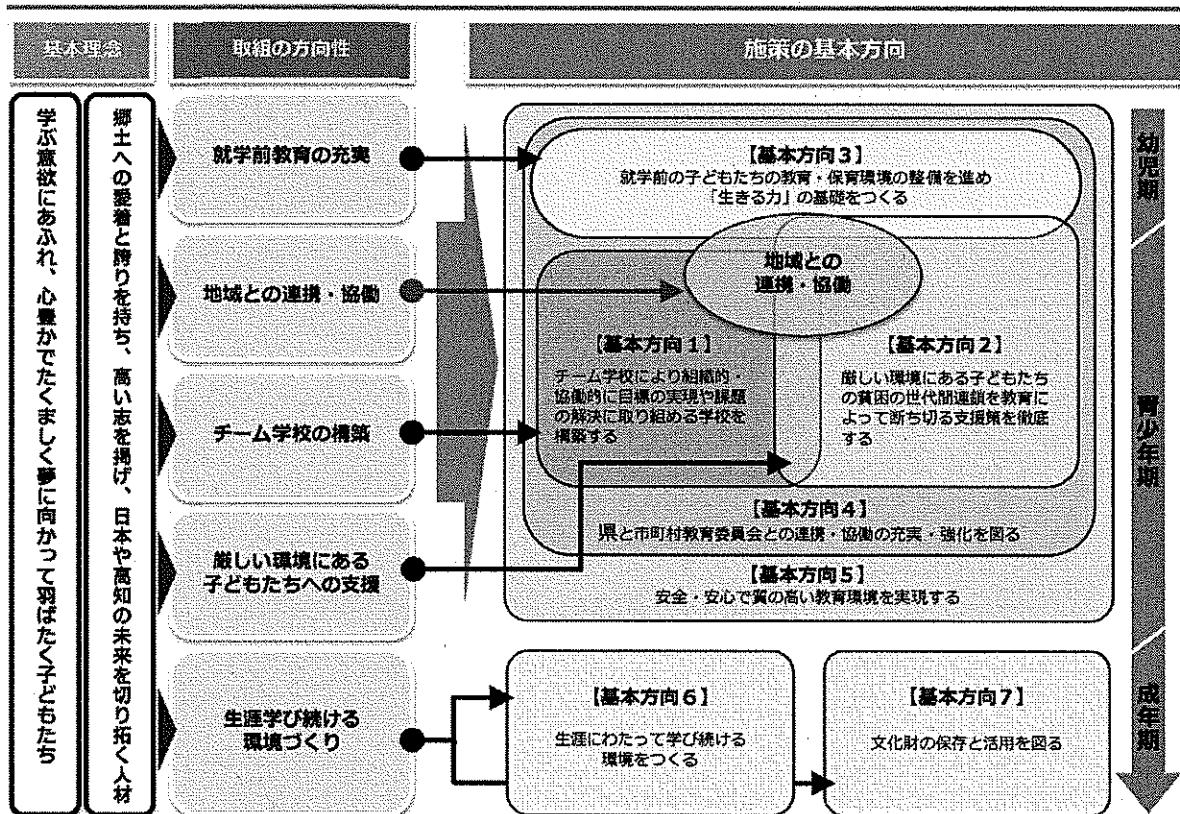
2) 第2期高知県教育振興基本計画（第2次改訂版）

県教育委員会では、大綱の内容を踏まえるとともに、教育振興基本計画検討委員会の意見を参考にし、より具体的な事業等を盛り込んだ「第2期高知県教育振興基本計画」を策定している。本監査においては、「第2期高知県教育振興基本計画（第2次改訂版）」（以下、「基本計画」という。）を対象としている。

基本計画においても基本理念と基本目標を定めたうえで、これらを実現していくために5つの取組の方向性と7の施策の基本方向を定めている。基本理念とその実現に向けた取組の方向性・施策の基本方向の体系図は以下のとおりである。

基本計画の期間は、大綱の期間に合わせて、平成28年度から令和元年度までの4年間とされている。

基本理念（目指すべき人間像）の実現に向けた取組の方向性・施策の基本方向【体系図】



(出典：第2期高知県教育振興基本計画（第2次改訂版）)

(2) 県立高等学校再編振興計画

平成 26 年度から令和 5 年度までの 10 年間の県立高等学校の振興の方向性及び適正な規模と配置等を示す「県立高等学校再編振興計画」が策定されている。当該計画は、同 10 年間の県立高等学校の在り方と方向性を示した「基本的な考え方」と、同 10 年間を前期（平成 26 年度から平成 30 年度まで）と後期（令和元年度から令和 5 年度まで）の 2 期に分けて策定された「前期実施計画」と「後期実施計画」で構成されている。

(3) 高知県立特別支援学校再編計画

子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うために、「高知県立特別支援学校再編計画」が策定されている。当該計画は、平成 22 年 1 月に策定された第一次計画と平成 28 年 5 月に策定された第二次計画で構成されている。

第一次計画は、知的障害特別支援学校及び肢体不自由特別支援学校に関するものであり、第二次計画は、病弱特別支援学校に関するものである。

(4) 高知県立学校施設長寿命化計画

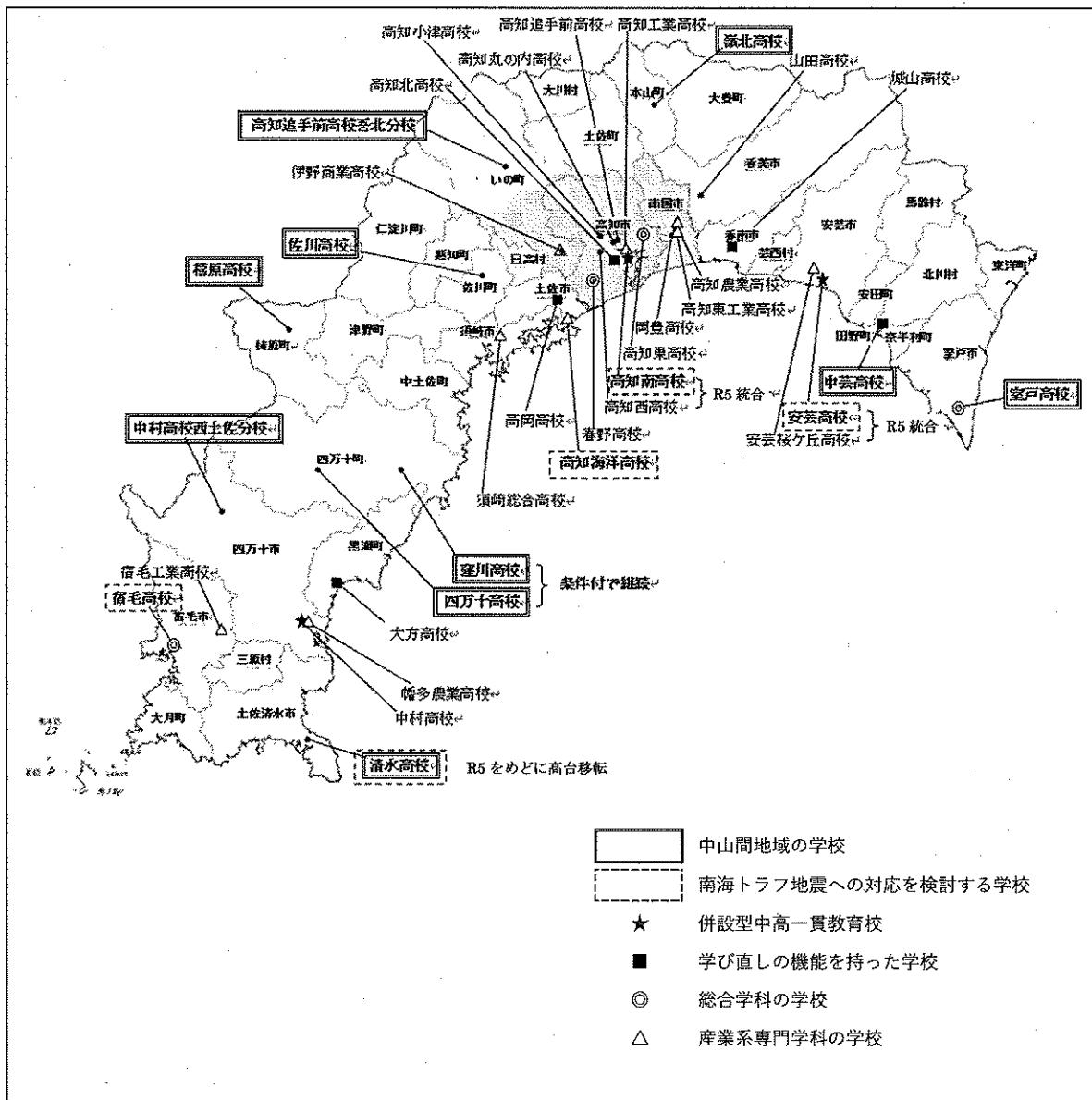
平成 29 年度現在、築 30 年を経過した施設が全体の 7 割以上を占めており、老朽化対策が喫緊の課題となっている。今後、県立学校施設の老朽化対策を進めていくにあたっては、施設あたりのライフサイクルコストを縮減し、財政負担の軽減と平準化を図っていくことが必要である。したがって、平成 29 年 12 月に県立学校施設の長寿命化を推進していくための指針となる「高知県立学校施設長寿命化計画」を策定している。

3. 県立学校の概要

(1) 県立学校の種類、名称、分布

平成31年4月における県教育委員会が所管する学校は、高等学校の本校33校・分校2校、中学校の本校4校、特別支援学校の本校7校・分校6校、合計52校である。

【県教育委員会が所管する学校】



(出典：県立高等学校再編振興計画「後期実施計画」、一部修正)

(2) 県立学校の定員及び生徒数の状況

平成30年度における各県立学校の定員及び入学者数（特別支援学校は5月1日現在生徒数）は以下のとおりである。

全日制

校名	定員	入学	差異
室戸	80	20	-60
安芸	120	114	-6
安芸桜ヶ丘	80	31	-49
城山	80	29	-51
山田	200	106	-94
嶺北	80	17	-63
高知農業	240	203	-37
高知東工業	160	104	-56
岡 豊	320	305	-15
高知東	230	230	0
高知南	240	213	-27
高知工業	280	268	-12
高知追手前	280	281	1
高知追手前（吾北分校）	40	6	-34
高知丸の内	180	171	-9
高知小津	280	266	-14
高知西	280	280	0
伊野商業	160	120	-40
春 野	160	122	-38
高 岡	80	30	-50
高知海洋	80	36	-44
須崎工業（注）	120	98	-22
須 崎（注）	120	75	-45
佐 川	80	38	-42
窪 川	80	25	-55
樺 原	80	41	-39
四万十	80	18	-62
大 方	80	25	-55
幡多農業	160	126	-34
中 村	200	158	-42
中村（西土佐分校）	40	10	-30
宿毛工業	160	121	-39
宿 毛	120	81	-39
清 水	80	34	-46
合 計	5,050	3,802	-1,248

多部制単位制

校名	定員	入学	差異
中芸（昼）	40	19	-21
中芸（夜）	40	6	-34
高知北（昼）	80	79	-1
高知北（夜）	40	18	-22
合 計	200	122	-78

（注）須崎工業（須崎工業高等学校）と須崎（須崎高等学校）は、平成31年4月に須崎総合高等学校に統合されている。

（出典：県作成生徒数資料）

定時制

校名	定員	入学	差異
室戸	40	2	-38
山 田	40	5	-35
高知東工業	40	5	-35
高 知工業	160	6	-154
高 岡	40	4	-36
須 崎	40	4	-36
佐 川	40	4	-36
大 方	40	3	-37
宿 毛	40	4	-36
清 水	40	1	-39
合 計	520	38	-482

通信制

校名	定員	入学	差異
高知北	200	43	-157
大 方	100	13	-87
合 計	300	56	-244

中学校

校名	定員	入学	差異
安 芸	60	53	-7
高知南	60	60	0
中 村	70	62	-8
高知国際	60	60	0
合 計	250	235	-15

特別支援学校

学校名	障害の種類	生徒数
盲学校	視覚障害	21
高知ろう学校	聴覚障害	18
山 田	本校	189
特別支援学校	田野分校	32
日 高	本校	102
特別支援学校	みかづき分校	43
中 村特別支援学校	知的障害	87
	肢体不自由	11
高知若草	本校	62
特別支援学校	希望分校	21
	国立分校	20
	子鹿分校	31
高知江の口	本校	24
特別支援学校	医学分校	1
合 計		662

第3. 包括外部監査の結果及び意見

1. 監査の結果及び意見の一覧

本文「第5. 包括外部監査の結果及び意見」で述べた監査の結果は37件、意見は32件であり、その一覧は以下のとおりである。

項目	改善すべき事項（結果・意見の区分）	本文頁
1. 計画		
(1) 第2期高知県教育振興基本計画（第2次改訂版） (基本計画)	①基本目標の評価について（結果） ②個別の対策に関する評価について ア) KPIの設定数の削減について（意見） イ) KPIの設定について （i）目標値を大きく下回ったKPIについて（結果） （ii）具体的かつ合理的な指標の選定について（結果） （iii）実現困難な目標について（意見）	107 109 115 115 116
(2) 県立高等学校再編振興計画（再編振興計画）	①南海トラフ地震への対応について（意見） ②適正な学校規模の維持について（意見）	119 120
(3) 高知県立学校施設長寿命化計画（長寿命化計画）	①長寿命化改修の早期実施について（意見）	123
2. 働き方改革		
(1) 働き方改革の必要性について	1) 教員の勤務状況の把握について ①在校時間管理システムの入力状況のモニタリングについて（結果） ②教員の業務内容を正確に把握するための施策について（意見） 2) 働き方に関する教職員の意識改革等について（結果） 3) 時間外勤務時間削減のための真剣な検討について（結果）	129 130 131 132
3. 業務の効率化		
(1) 業務効率化の必要性	1) 教職員の業務そのものの見直し（意見） 2) 業務そのものを他者へ任せることについて（意見） 3) 部活動の大会等での県内外出張について（意見） 4) 預金口座の繰り越しについて（意見）	137 138 139 140
4. 県立学校事務		
(1) 全般	①不要な資産の活用・処分について（結果） ②公費及び学校徴収金の支出の区分について（結果） ③産業医との面談について（意見）	142 142 143

項目	改善すべき事項（結果・意見の区分）	本文頁
(2) 高知農業高等学校	①物品管理について ウ) 帳簿外の備品について（結果） エ) 備品の管理と処分について（結果） オ) 普通物品に係る帳簿と現物の照合について（結果） カ) 設置場所の入力漏れについて（結果） ②私費会計について イ) 監査を受けた決算書について（意見） ③労務管理について ア) 在校時間管理システムの入力について（結果）	150 153 154 154 157 158
(3) 岡豊高等学校	①物品管理について ウ) 資産の有効な活用について（結果） ②情報機器の管理について ア) 外部記憶媒体の使用について（意見） ③私費会計について イ) 会計書類の整理と保管について（意見） ウ) 監査を受けた決算書について（意見） エ) 預貯金通帳と印鑑の保管について（意見） ④労務管理について ア) 在校時間管理システムの入力について（結果）	162 162 163 164 164 165
(4) 高知南高等学校・中学校	①物品管理について ウ) 物品の処分手続漏れについて（結果） エ) 不要物品の活用・処分の検討について（結果） オ) 物品調書の記載漏れについて（結果） カ) 一式取得の物品の管理について（意見） ②情報機器の管理について ア) USB メモリの貸与について（意見） ③私費会計について イ) 予算の策定について（意見） ウ) 学校徴収金の繰越について（意見） エ) 会計別の通帳管理について（意見） オ) 団体費会計の効率的運営について（意見） ④労務管理について ア) 在校時間管理システムの入力について（結果）	170 171 172 173 174 175 177 178 178 179
(5) 高知海洋高等学校	①物品管理について ウ) 物品管理システムの備品払出入力漏れについて（結果）	183

項目	改善すべき事項（結果・意見の区分）	本文頁
	エ) 備品の表示（シール貼付）漏れについて（結果） オ) 備品の管理と処分について（結果） カ) 普通物品に係る帳簿と現物の照合について（結果） キ) 設置場所の入力漏れについて（結果） ク) 毒物及び劇物の管理簿について（結果） ケ) 複数の装置が1セットで機能する備品の表示について（意見） ②私費会計について イ) 通帳の解約について（結果） ウ) 不足金の取扱いについて（意見） エ) 学校徴収金の繰越について（意見） オ) 予算の策定について（意見） カ) 団体費会計の使用方法の明確化について（意見） ③労務管理について ア) 在校時間管理システムの入力について（結果）	184 184 185 185 186 186 187 187 188 189 190 191
(6) 須崎総合高等学校	①物品管理について ウ) 過去に寄附を受けた物品について（結果） エ) 物品の処分手続漏れについて（結果） オ) 不要物品の処分の検討について（結果） カ) 物品調書の設置場所について（意見） ②私費会計について イ) 出納責任者による会計書類の点検について（結果） ウ) PTAからホームへの運営費補助金について（結果） エ) 出納簿の記帳について（結果） オ) 会計書類の整理と保管について（意見） カ) 監査を受けた決算書について（意見） キ) 不足金の取扱いについて（意見） ク) 決算書の様式について（意見） ③労務管理について ア) 在校時間管理システムの入力について（結果）	196 197 197 198 199 199 200 200 200 201 201 202
(7) 日高特別支援学校	①物品管理について ウ) 不要物品の活用・処分の検討について（結果） ②情報機器の管理について ア) USBメモリの管理について（結果） ③労務管理について ア) 在校時間管理システムの入力について（結果）	205 206 207

2. 基本理念を重視した事務の執行について

本文 129 頁に記載のとおり、平成 30 年 11 月における在校時間管理システムへの入力に関して入力すべき項目について入力のなかった延べ回数は以下のとおりであり、多額の資金と労力をかけて導入された在校時間管理システムの運用状況は、不十分なものと言わざるを得ない。

(単位：回)

学校名	出勤時刻 なし	退勤時刻 なし	主な業務内容選択 なし(注)
高知農業高等学校	10	48	140
岡豊高等学校	12	87	168
高知南高等学校・中学校	0	270	152
高知海洋高等学校	1	40	5
須崎総合高等学校	4	115	114
日高特別支援学校	1	15	1
合計	28	575	580

(注) 終業時刻後の在校時間が 30 分以上ある場合で、主な業務内容選択のない回数

県教育委員会の担当課や各学校の校長・教頭等にヒアリングで確認した結果、当該システムの導入にあたっては、事前の説明を何度も行い、学校現場の理解を得ようと努力されている。一方で、各学校に伺って複数の教職員にヒアリングを行った際に、教育に関する熱い思いを聞かせて頂いた。学校の生徒は皆、我々監査人とすれ違う時には明るく元気に挨拶をしてくれたことから、熱心に教育されていることが容易に推察された。ほとんどの教職員は真摯に業務に取り組んでいると思われる。

にもかかわらず、上記の状況が発生しているのはなぜであろうか。県教育委員会と学校現場の間に考え方の相違があるのではないか。県教育委員会には、学校現場で問題が発生しないよう、様々な形で学校現場を管理していく義務と責任がある。一方で、学校現場の教職員は、時間外勤務手当が支給されない状況で長年働いてきた結果、働き方そのものについては教職員の裁量に委ねられる、という意識が強くなっているのかもしれない。また、学校現場では、管理職になることよりも、生徒と直接向き合い、関わる時間を多く持ちたいと考える教員がいると聞く。県教育委員会からの要請のうち生徒の教育に直接関係しない業務と考えて、優先順位を下げることもあると考えられる。

このような考え方の相違を解消するためには、下記の基本理念を常に意識し、問題の本質を理解しあうことが必要と考える。

【基本理念】

- (1) 学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子どもたち
- (2) 郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材

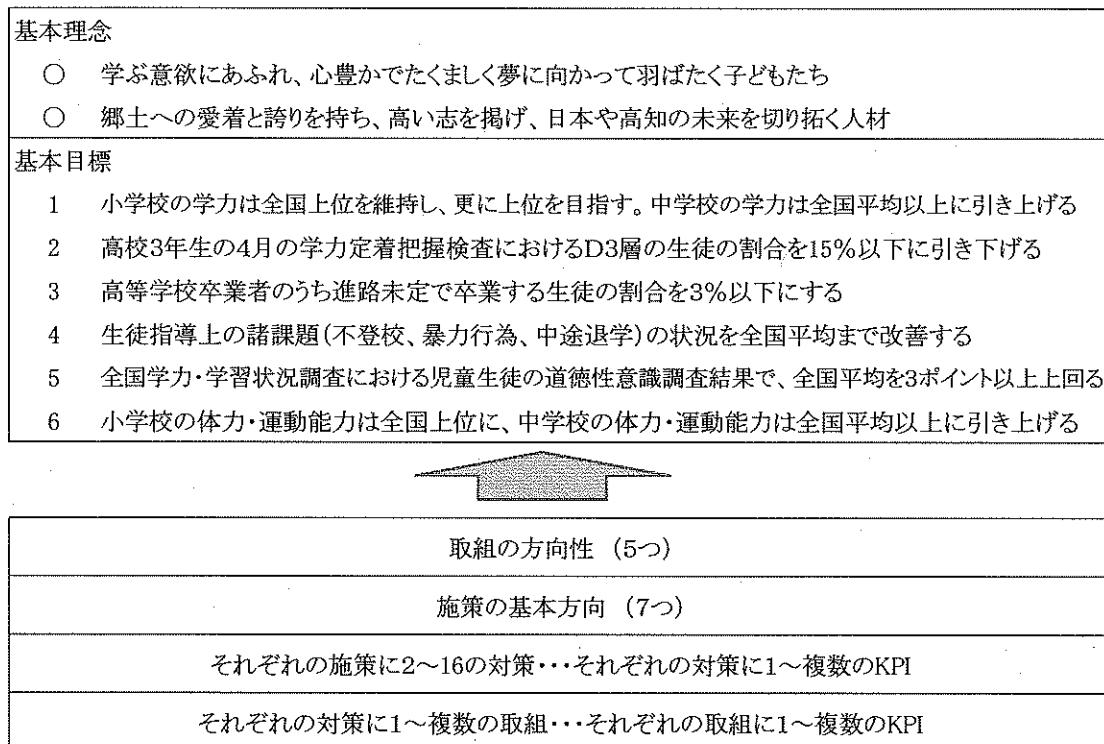
今回の監査でヒアリングをさせて頂いた県教育委員会や学校現場の教職員の方々は皆真面目であり、教育に真摯に取り組んでいこうという意識が感じられた。上記の基本理念を胸に仕事をされていると感じ取れた。にもかかわらず、立場が変わることで行動が統一されないのであれば、それぞれの施策・取組が基本理念に沿ったものであるか徹底的に議論することが必要であると考える。また、このような議論を行うことで、基本理念を強く意識することができるとともに、施策の内容についても見直しがなされ意識の統一が図られると考える。上記の在校時間管理システムへの入力について考えると、学校現場における教職員において、当該取組が基本理念に沿ったものであるという認識が低いのではないかと思われる。しかし、人手不足の状況がますます深刻になっている中で、今後教職員の大量退職が見込まれる状況を勘案すると、教職員の働く環境を改善していくことは必須である。基本理念を実現していくためには、将来の教職員の働く環境を現在の教職員が整備していくことが必要である。そのためには、まず勤務の状況を正しく把握することが必要である。このような議論により、勤務状況を正しく把握するということは基本理念の実現に必要なものであるということを共有していく必要がある。

また、教職員が対応すべき事項や作成すべき書類が増加傾向にあり、基本理念を常に意識する余裕がないことも考えられることから、教職員が対応すべき事項や作成すべき書類の削減を検討することが必要である。例えば、基本計画の体系そのものにボリュームがあり、点検・評価に膨大な時間を要しているが、これにより教職員の生徒に向き合う時間が削減されているのであれば本末転倒である。限られた時間を有効に活用して基本理念の実現を図っていくためには、何を行い何を諦めるかということも議論していくことが必要である。

教育に携わるすべての人々の基本的な行動規範は基本理念であるべきであり、常に当該視点を意識した事務の執行が望まれる。また、基本理念を常に意識した事務の執行が可能となるよう、時間的・精神的な余裕を持つことが必要であり、当該観点による業務の見直しも重要である。基本理念を柱にすることで、教育を志した人々の思いを一つにし、県の学校教育がより基本理念に沿った形になるよう、関係者が一致協力していくことが強く望まれる。

3. 基本目標の評価について

基本計画の体系は以下のとおりになっており、取組の方向性・施策の基本方向・対策・取組は、全体として基本理念や基本目標を達成するという体系になっているが、基本目標と施策の基本方向、その対策及び取組との直接的な関係性が明瞭となっていない。



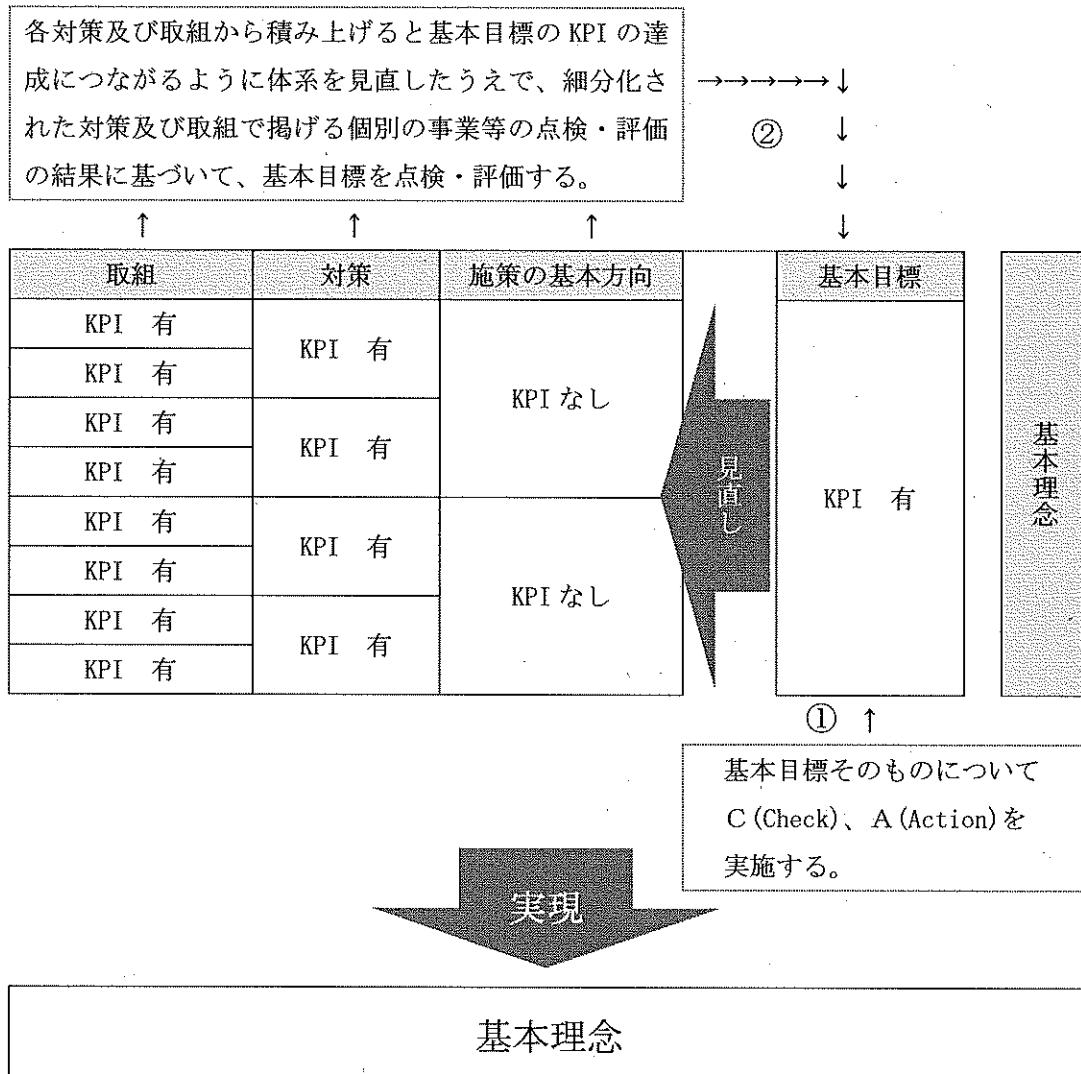
基本目標については、各種指標（KPI）の動向等を確認してその内容について検討されているものの、基本目標の達成状況についての詳細な分析と改善策が明示されていない（本文 98 頁から 106 頁参照）。すなわち、基本目標について、PDCA の C (Check) 及び A (Action) が明確化されていない。また、上記のとおり、基本目標と施策の基本方向、その対策及び取組との直接的な関係性が明瞭でないことから、対策及び取組の点検・評価の内容から基本目標に関する今後の取組=A (Action) を明確に認識できる状況でもない。

大綱及び基本計画を達成していくために、毎期 PDCA サイクルによる進捗管理を徹底するとされていることから、基本目標に関する今後の取組=A (Action) を明確にするとともに、それに基づいて具体的な対策や取組の見直しが行われる必要がある。これにより、より基本理念に沿った形での事務の執行が可能になると考える。

なお、基本目標の KPI の点検・評価結果を明示する方法として、以下の 2 つが考え

られる。一つ目として、基本目標の KPI が未達となった場合に、その要因を詳細に分析したうえで具体的な改善策を明示する方法である。二つ目として、各基本目標をブレークダウンする形で各対策及び取組につながるように体系を見直したうえで、細分化された対策及び取組で掲げる個別の事業等の点検・評価の結果に基づいて、基本目標の点検・評価を明示する方法である。

上記のように基本目標の KPI の点検・評価結果を明示することにより、基本目標を達成していくために必要な今後の取組=A (Action) がより明確になり、その内容に基づいて施策の基本方向、その対策及び取組の内容を見直すといった点検・評価サイクルが確立され、基本計画全体について PDCA サイクルによる進捗管理が一層徹底されることになる。



4. 働き方改革及び業務の効率化について

(1) 働き方改革の重要性

国は、一億総活躍社会の実現に向けて働き方改革を推進している。しかし教員については、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」において、時間外勤務手当を支給しない代わりに教職調整額として給料月額の4%を支給するとされていることから、時間外勤務は自己の裁量により行うという文化が形成されていると考えられ、学校現場における働き方改革は非常に難しいものと想定される。

一方で、以下の状況を勘案すると、教職員の仕事量は増加する一方で人材の確保が難しくなってきていることから、教職員の働き方改革の推進は非常に重要なものといえる。

- ・ 近年、部活動の重要性の高まり・学力テストへの対応・教育基本計画の策定との評価・理不尽な要求を行う保護者の増加等の社会環境の変化を受けて、教職員の仕事量は増加傾向にある。
- ・ 令和元年6月から11月における高知県の有効求人倍率は、1.27倍から1.33倍で推移しており、現在の出生率の低迷や児童・子供数から判断すると、当面の間高知県の生産年齢人口は減少することが見込まれ、人手不足の状況はますます厳しくなると見込まれる。
- ・ 県内の公立学校の教職員のうち、50歳以上の占める割合は約50%で、40歳未満は約25%という偏った年齢構成になっており、小・中学校は、平成29年度から令和6年度まで毎年200人以上が退職し、高等学校・特別支援学校においては、令和3年度から令和7年度まで毎年100人前後が退職する見込みとなっている。

(2) 働き方に関する教職員の意識改革等について

長時間勤務者数の削減について、基本計画の重要施策として、令和元年度末までに、「1ヶ月の時間外勤務時間が80時間を超える教員数をゼロにする。」ことが目標として掲げられている。

一方で、長時間勤務者を把握するとともに時間外勤務削減に向けた改善策を検討するため、4ヶ月ごとに、「長時間勤務者の状況及び面接実施報告」を学校ごとに取りまとめて、県教育委員会に提出している。平成31年4月から令和元年7月までの4ヶ月間を対象として提出された当該報告書を集計した結果、延べ547名の教職員が1ヶ月に80時間を超えて時間外勤務を行っている。令和元年度末までに、「1ヶ月の時間外勤務時間が80時間を超える教員数をゼロにする。」ことが重要目標として掲げられているが、その8ヶ月前でこのような状況であり、目標達成が困難と思われる状況である。

時間外勤務の主な発生要因として、部活動業務が挙げられるとのことである。実際に、平成30年11月の勤務状況を確認した限りにおいても休日の大部分が部活動業務となっている教員が多く見受けられた。また、部活動業務が多い教員について、指導員を採用しても任せきりにできず、部活動業務を実施している教員も多いとのことである。したがって、部活動業務が多い教員については部活動も含めた時間外勤務時間の削減を行う必要があることを明確に認識して頂くとともに、指導員に任せる等意識を変えて頂くことが必要である。

次に、当該実施報告において、時間外勤務の要因の確認と改善策の検討がされているが、その記載内容について具体的な記載はほとんどなく、真剣な検討が行われているとは見受けられない。令和元年度末までに、「1ヶ月の時間外勤務時間が80時間を超える教員数をゼロにする。」ことを重要目標として掲げていることから、その達成は必須である。そのためにも、時間外勤務を削減するために必要な対策は何か、各教職員が真剣な検討をしていくことが必要である。

(3) 業務の効率化について

「(1) 働き方改革の重要性」のとおり、教職員の業務量は増加している一方で働き方改革の重要性はますます高くなっている。今後、「(2) 働き方に関する教職員の意識改革等について」のとおり、教職員の意識改革等が必要な状況ではあるが、これらの対応のみでは働き方改革の推進は困難であり、業務の効率化そのものを図つていく必要がある。

業務の効率化のためには、以下の対応が必要と考える。

1) 教職員の業務そのものの見直し

教職員の業務の効率化を図るためにあたって、まず、教員の業務内容の把握を行うことにより、教員が本来担うべき業務とそれ以外の業務を正確に把握したうえで、整理することが必要である。その際、同じ業務であってもどのような方法によっているか把握する必要がある。

そのうえで、不必要的業務はないか検討する必要がある。当該検討にあたっては、環境の変化により不必要的業務が生じていないか留意する必要がある。次に、複数の教職員がバラバラに行っている業務をまとめることで業務の効率化を図ることはできないか検討する必要がある。当該検討にあたっては他校の取組状況も確認しながら、知恵を出し合うことが望まれる。さらに、教職員ごとに業務内容を比較し、目的が同じでもそのやり方が異なる結果、非効率な方法になっていないか、もしくは不必要的作業が含まれていないか検証し、改善の余地のある教職員に対しては、他の教職員の効率的な方法を伝え改善していくことが望まれる。

2) 業務そのものを他者へ任せることについて

「1) 教職員の業務そのものの見直し」のとおり、業務そのものの見直しを行ってもなお教職員の業務が多く、削減が必要な場合、業務そのものを外部の専門家に委託するか専門の職員を雇用することが考えられる。

まず、ホーム会費、各教科に関する会費及び生徒会費等の私費会計の管理について、専門の職員を雇用するか外部に管理を委託することが考えられる。なお、当該対応を行う際には、財務（金銭）の管理担当者と記帳担当者とを分けることに留意する必要がある。次に、一定期間未収が継続する債権について、定期的に支払いの督促を行うことは、教職員の業務時間を消費することになるとともに、精神的にも負担が大きくなるケースが多い。教職員の業務時間を確保し精神的負担を軽減することで、教職員が本来の業務に集中することができるよう、一定期間経過した未収債権については専任者が担当する等、教職員の負担軽減を図ることが考えられる。さらに、部活動や校

外での演習（高知農業高等学校等）について時間外の業務が発生していることから、担当教員の増加や外部の専任講師等による対応を促進し、任せることが望まれる。この点について、部活動についてはすでに指導員を活用しているものの、制度化されて間もないこともあり、人数が十分なものではなく、また完全に任せていないこともあります教員の負担軽減は十分なものとはなっていない。

3) 部活動の大会等での県内外出張について

部活動の大会等での県内外出張（以下、「大会引率」という。）について、部活動の活発な高等学校は年間における件数が多くなっている。教員が研修で県内外に出張する場合には、県が委託している旅費事務センターが飛行機のチケットやホテルの手配を行っており、これらの手配に関して教員の事務負担はないが、大会引率で県内外に生徒を引率する場合、生徒の分も含めて教員がチケット等の手配を行っている。これらのケースにおいては、ホテルから大会会場や練習場から大会会場への移動の手段・経路についても検討して請求する必要がある。これらの調査・請求の手間が膨大なものとなっており、教職員の勤務時間の増加につながっている。

超過勤務が恒常的になっている教職員の勤務実態を勘案すると、負担の大きい業務で外部に委託できるものがあれば委託することも含めて、大会引率に関する業務手順等の見直しを検討していくことが必要であると考える。

4) 預金口座の繰り越しについて

現在多くの学校において、私費会計に関する通帳について、毎年解約と新規作成を行うという、非常に手間のかかる業務が実施されており、教職員の大きな負担になっている。今後は、教職員の負担を軽減するため、毎年預金口座の解約、開設を繰り返す従来の方法ではなく、預金口座を解約せず次年度以降も引き続き利用できるよう検討することが望まれる。

例えば、教員名義（「〇〇学校 △△（教員名）」等）で口座を開設し、教員が学校に在籍する間は当該口座を利用し続ける方法が考えられる。この場合、教員の受け持つホームが替わっても、教員名義でホーム費を回収することになる。また、銀行届出印を個人の印鑑とするのではなく専用の印鑑を設けたうえで、口座名義のみを変更する方法が考えられる。一般的な事業会社においても、銀行口座は個人名を要求されることから社長名義にしているものの、社長が交代したときは口座名義を変更するのみで、わざわざ銀行口座の解約・新規開設などは行っていない。

5. 大局的な視点に基づく施設の維持・管理について

(1) 南海トラフ地震への対応について

「後期実施計画」において南海トラフ地震への対応が計画されている高校のうち、高知海洋高等学校の現在の校地は、最大クラスの津波による想定浸水深が8m、30cmの津波到達時間が25分とされているが、学科の特性から教育活動を実践するためには海沿いに校舎を構える必要があるとしている。しかし、一部の学校施設等の適地への移転の可能性を否定しているものではなく、今後も継続して将来の学校の在り方を検討していくこととされている。また、宿毛高等学校についても、現在の校地は、最大クラスの津波による想定浸水深が7m、30cmの津波到達時間が35分とされていることから、一部の学校施設等の適地への移転の可能性も否定することなく、今後も継続して将来の学校の在り方を検討していくこととされている。

両校とも、防災教育は年間3時間以上、避難訓練は年間3回以上を実施しており、学校単位の学校再開計画¹の策定や避難場所の確保、避難路の安全確保等も行われているが、学校としての安全対策をさらに進めるため、複数の防災の専門家による現地検証やその検証を元にした避難場所の確保、避難場所へ向かう避難路の安全確保など、不斷の見直しを行うこととされている。なお、専門家による現地検証は、令和元年度から実施することとされており、その結果も踏まえ、学校関係者、地元自治体及び地域の方々と適地への移転も含めた様々な可能性について協議する会を開催し、必要となる対応や移転する場合の範囲（海洋高等学校：実習場所、学科・コースの一部移転等、宿毛高等学校：グラウンドや体育館を除く校舎の移転等）、移転の方法、移転場所の候補地について協議するとしている。

政府の地震調査研究推進本部が公表している南海トラフ地震におけるマグニチュード8から9の巨大地震の発生確率は、「今後30年以内に70%から80%」とされており、その対応は喫緊の課題と考えられることから、早期に専門家の現地検証を実施したうえで協議する会を開催し、学校関係者、地元自治体、地域の方々の協力を得ながら、具体的な対応を決め、実行していくことが望まれる。

¹ 南海トラフ地震等の大規模災害発生時において、学校の業務継続、早期再開を果たすための方針、体制、手順等をあらかじめ定めた計画

(2) 長寿命化改修工事の早期実施について

監査時点における長寿命化改修の進捗状況は以下のとおりであり、令和元年度(2019年度)から年間36.1億円の長寿命化改修を実施するとされていた計画に遅れが生じている。

平成30年度（2018年度）	4棟の調査
令和元年度（2019年度）	2棟の実施設計　長寿命化改修実績なし
令和2年度（2020年度）	10棟の調査、10棟の実施設計、5棟の工事の予算要求

本文122頁に記載のとおり、本来なら早期に長寿命化改修を実施すべき築40年を超過した施設は平成29年度時点で109棟あるが、コスト平準化の観点より令和元年度より10年間でこれらの長寿命化改修を実施するとされていることから、計画とおりの実施が強く望まれる。しかし、長寿命化改修を実施した経験がないことから、施工方法等の検討に時間を要している状況にあるとともに、令和2年度においても長寿命化改修の予算を十分に確保できないことが見込まれている。令和3年度からの8年間でこれらの施設について長寿命化改修を実施すると、今後学校の再編統合により減少する可能性はあるものの、年間13棟から14棟もの施設の長寿命化改修が必要となり、計画の実行性は極めて低いものと考えられる。遅れが生じている長寿命化改修を当初の計画に近づけて実施するためには、令和2年度において長寿命化改修に着手することが必要である。それにより、授業で教室を使用しながら長寿命化改修を実施するための問題点を具体的に洗い出すことができ、計画の遅れを取り戻すことにつながると考える。

(3) 適正な学校規模の維持について

前期実施計画期間中、1学年20名以上という適正な学校規模としての基本的な考え方（以下、この項において「基本的な水準」という。）に満たない年度があった学校は以下のとおりである。そして、当該状況を受けた後期実施計画において、窪川高等学校及び四万十高等学校は、令和3年度及び令和4年度において、入学者が2年連続して20人に満たない状況になった場合は両校の統合を行うとされている。また、生徒数の少ない分校や定時制高等学校について、後期実施計画期間中は基本的に継続している。

基本的な水準は、高等学校における生徒の発達段階を考慮した教育の質を維持していくために最低限必要な水準として設定されたものである。学校を存続させることは中山間地域の発展に寄与する面もあるが、中山間地域の発展は他の施策により達成することも可能であることから、高等学校としての教育の質を維持するという趣旨を勘案すると、ICTを活用した遠隔教育に取り組むなど教育環境の向上に努めているものの、長期にわたって基本的な水準を下回っている状態は必ずしも望ましいものではない。令和6年度以降の次期計画においては、各県立学校の入学者数推移を前提としたうえで、将来的に最低規模の生徒数が確保できるかを改めて検討し、高等学校としての教育の質を維持するという観点をより重視することが望ましいと考える。

【県立高等学校の入学者数及び学校全体生徒数（抜粋）】

（単位：人）

学校名		H28年度	H29年度	H30年度
全日制 入学者数	嶺北高等学校	23	31	17
	四万十高等学校	20	13	18
	高知追手前高等学校 吾北分校	23	19	6
	中村高等学校 西土佐分校	11	9	11
定時制 学校全体生徒数	室戸高等学校	11	17	17
	中芸高等学校	17	17	17
	須崎高等学校	23	17	21
	佐川高等学校	21	22	19
	大方高等学校	26	21	14
	清水高等学校	21	21	15

6. 学校監査により認識された個別事項について

県立学校について、高等学校5校、中学校1校、特別支援学校1校を選定し、実地監査を行った結果、教員による在校時間管理システムの入力状況が不十分であった点は上述のとおりであるが、これ以外に本文において、物品管理について監査の結果を18件、意見を3件述べており、また私費会計についても監査の結果を4件、意見を16件述べている。

(1) 物品管理について

物品管理について特に多かった点が不要物品の活用・処分の検討が不十分な点である。使用していない資産をいつまでも保有していることは、資産の有効な活用の観点から問題であるとともに、当該資産の管理に手数を要し、保管場所も無駄になり、また整理整頓が徹底されていない環境は、整理整頓の重要性を生徒に教育するという観点からも問題といえる。使用可能な状態にある不要物品は、校内及び高知県庁内の他の所管課等において転用できないかの調査を行い、他の有効活用の方法を模索したうえで、他に転用見込みのない不要物品については、売却または廃棄等の処分の手続きを行う必要があることについて言及した。

また、物品の管理状況が不十分な点についても監査の結果及び意見を多く述べている。帳簿への記載漏れが見受けられた資産、設置場所が帳簿に入力されていなかった資産、物品の処分手続漏れがあった資産、備品シールの貼付漏れがあった資産などが認識された。物品の管理について、県教育委員会が主導となり、各学校の管理が適切なものとなるように是正されたい。

(2) 私費会計について

私費会計について、出納簿への記載が不十分であった事例や保存しておくことが望ましい書類が保存されていない事例が認識された。会計担当者（主に教員が担当）の中には経理経験が無い者もいると考えられ、このような状況が生じているものと推測される。学校の管理責任者及び県教育委員会は適切なサポートを行う必要がある。

また、私費会計のうち、生徒会費等について、過年度からの繰越金が発生しているとともに、収入を超えて支出している年度が認識された。「学校徴収金等会計事務取扱要綱」においては、支出は収入の範囲内で行い、過度に徴収した場合は未使用の学校徴収金を返還することが原則的な対応となっていることから、当該要綱の見直しが必要である。

さらに、公費と私費の区分が不明確な事例が認識された（通知表の郵送代）。公費

と私費については明確な指針が示されていないため、これらの範囲についてできる限り明確に区分し、担当者の判断が誤らないように検討する必要があることについても言及している。なお、少額ではあるが、私費の不足額について教員が負担している事例も見受けられた。今後、少額であっても教員が個人負担することとならないように、要綱等においてその取扱いを定めることが望まれる。

7. 終わりに

今回の監査において、県教育委員会の方々、監査対象校及び高知小津高等学校の教職員の方々、行政管理課の方々に誠実に対応して頂いた。深く感謝申し上げます。

以上